

ジブラルタ生命の
就労不能障害特約
 (無解約返戻金型) (無配当)

教弘



新教弘医療保険α
 (無配当)
 専用の特約です

教職員の皆さまが
 万が一働けなくなったときの備えに。
 教職員のための
 就労不能障害特約。

万が一「働けなくなったとき」のこと、 考えた事ありますか？

その後の家計は、大きく変わってしまいます。



万が一の状態になっちゃったら、

**収入は
半分以上に!**

● 障害年金受給世帯の世帯収入

すべての世帯の世帯収入※1

月額 約 **35.5**万円
(年額 約427万円)

障害年金受給世帯の世帯収入※2

月額 約 **15.2**万円
(年額 約183万円)

半分以上の収入に減少!

※1 厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」:世帯の年間所得金額の中央値

※2 厚生労働省「平成26年年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」世帯の年間収入(含む年金)の中央値

病気やケガで万が一休職となった場合に、 心配となるのは**毎日の生活**です。

収入が減っても、必要となる生活費などは変わらず家計へのダメージは大きくなります。

教育職員の**病気休職者**は**すべての年代**で発生しています。

● 教育職員の病気休職者の状況

■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代以上



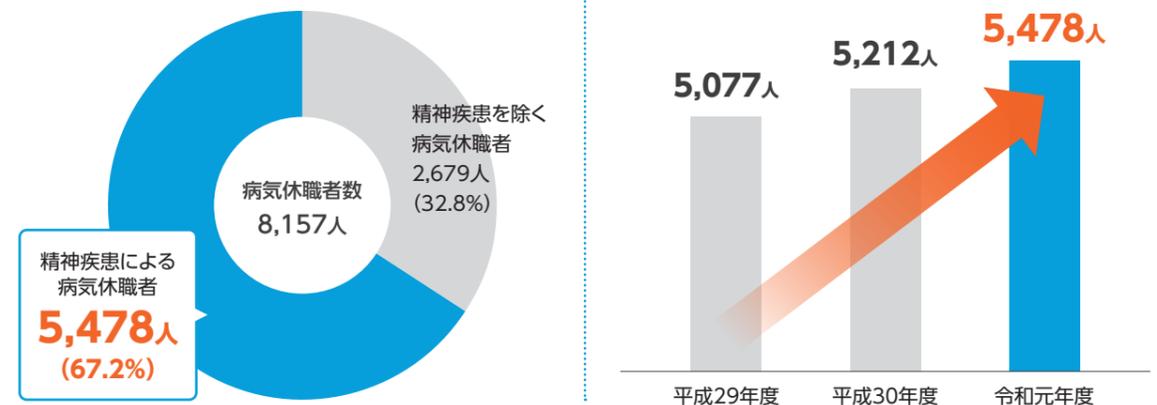
【出典】文部科学省 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査

病気休職者のうち**約7割**が**精神疾患**による休職です。

職員の精神疾患による病気休職者数は、過去最多の人数になっているのが現状です。

● 病気休職者のうち精神疾患による休職の割合

● 教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移



【出典】文部科学省 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査

※上記データは一般的な統計データを表すものであり、本特約の支払い事由すべてに該当するとは限りません。お支払事由の詳細については、ご契約のしおり・約款等をご覧ください。

ジブラルタ生命では、このような教職員を取巻く背景をもとに、
就労不能による収入を保障し、暮らしをサポートする
「就労不能障害特約」をご案内いたします。

この特約は**教職員**の皆さまが **万が一働けなくなった状態**に 備えるための特約です。

商品の特長

特長
1

「**就労不能障害状態**」になられたときに、
就労不能障害保険金をお受取りいただけます。

就労不能障害保険金の支払事由

■ 所定の**就労不能障害状態**に該当されたとき

就労不能障害保険金の支払対象となる



状態A
精神の障害を除く
所定の就労不能障害状態



状態B
精神の障害を原因とする
所定の就労不能障害状態

支払対象について詳しくはP5~6ページへ

■ 国民年金法に基づく「**障害等級1級・2級**」の状態

国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級・2級のいずれかに該当したと認定されたとき
※就労不能障害保険金をお受取りいただいた場合、この特約は消滅します。

特長
2

解約返戻金をなくしたことで、
特約保険料が割安です。



特長
3

被保険者が**下記いずれかに該当**したとき
特約保険料のお払込みが免除になります。

- 傷害または疾病を原因とした、所定の身体障害の状態に該当したとき
- 所定の高度障害状態になったとき



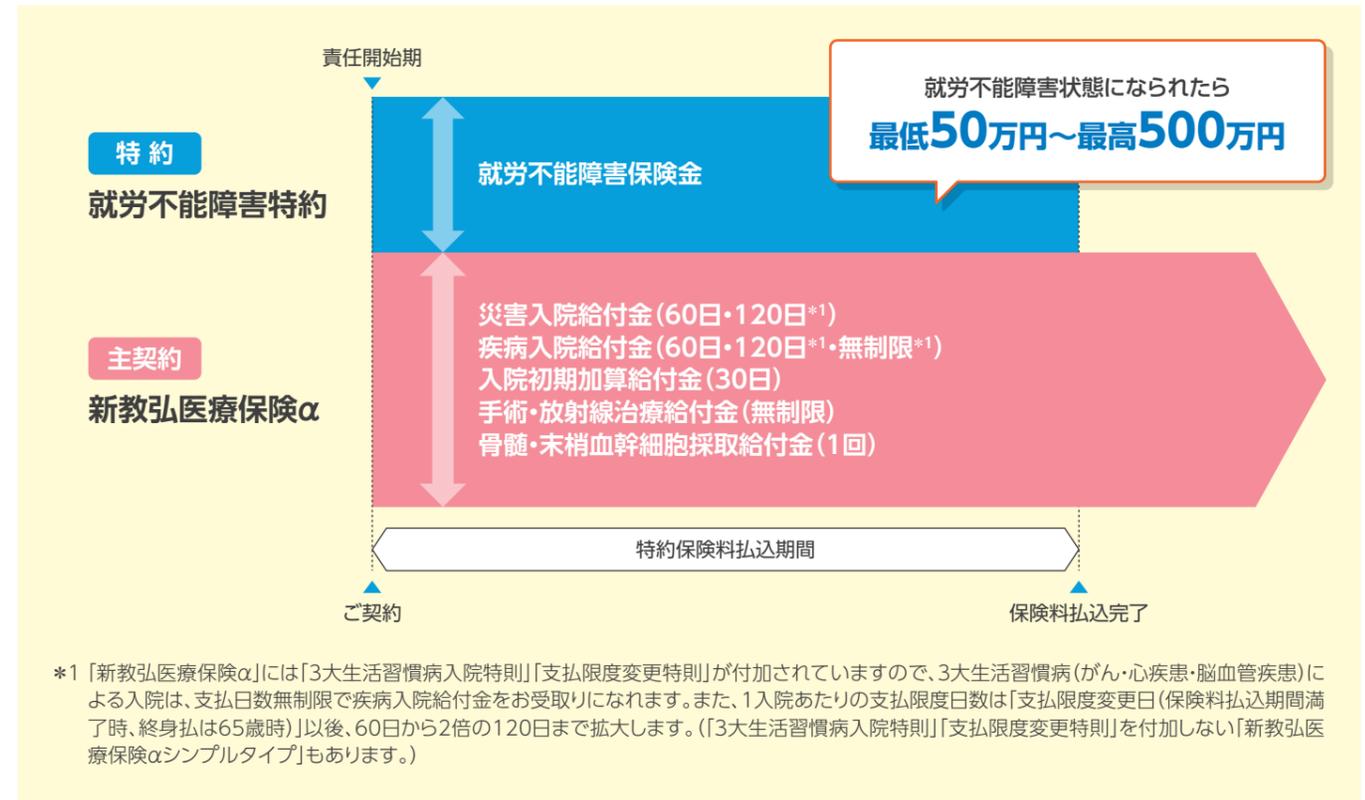
！ 本特約についてご確認ください

中途付加
可能!

- 新教弘医療保険α(無解約返戻金型)に付加することができる特約です。
- 主契約の新契約時に付加、および中途付加が可能です。
(主契約が保険料払込免除となった場合は中途付加を取り扱えません)
- この特約を単独でご契約いただくことはできません。

詳しくは5ページ・裏表紙にも記載されています。ご検討いただく際にはご確認ください。

商品のおしきみ (イメージ図) 新契約時に付加する場合



保険金のお受取り例

	主契約	就労不能障害特約
	新教弘医療保険α初期加算タイプ ● 保険期間：終身 ● 基本入院給付金日額：5,000円	● 就労不能障害保険金：300万円
ケース①	交通事故により腰椎を損傷し40日間入院・手術及び両下肢が麻痺し180日以上継続して立ち上げられなくなった場合。 災害入院給付金 20万円 入院初期加算給付金 15万円 手術・放射線治療給付金 10万円 お支払合計額 45万円	就労不能障害保険金 300万円 お支払合計額 300万円
ケース②	双極性障害(躁うつ病)による30日間入院治療後も、180日以上継続して、身の回りのことの殆どを家族が世話をしている状態の場合。 疾病入院給付金 15万円 入院初期加算給付金 15万円 お支払合計額 30万円	就労不能障害保険金 300万円 お支払合計額 300万円

下記の**いずれか**に該当したとき「就労不能障害保険金」をお支払いします。

✓ 所定の就労不能障害状態に該当されたとき

就労不能障害保険金の支払対象となる下記の**状態A・Bのいずれか**に該当したとき



状態A 精神の障害を除く
所定の就労不能障害状態



状態B 精神の障害を原因とする
所定の就労不能障害状態

🚫 「状態A」概要

- 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件「**国民年金法施行令第4条の6別表**(P6参照)に定める障害等級1級または2級の状態」のうち、**1級の第1号から第9号**もしくは**第11号**または**2級の第1号から第15号**もしくは**第17号**のいずれかに該当したと認定されたとき。
- 上記①と同程度の状態として会社が定めたつぎの**1～8**の**いずれか**に該当した場合。

1 所定の疾患等による障害

① つぎのいずれかの状態に該当したもの

- 心臓移植を受けたもの
- 人工心臓を装着したもの
- CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したもの
- 永続的な人工透析療法を受けたもの
- 人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの
- 人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にあるもの

② つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態が該当した日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの

呼吸器疾患	心疾患	腎疾患	肝疾患	血液・造血管疾患	悪性新生物	高血圧
-------	-----	-----	-----	----------	-------	-----

2～8の障害

つぎのいずれかの当社所定の障害状態に該当し、その状態がその該当した日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの

2 目の障害	3 耳の障害	4 平衡機能の障害	5 そしゃく機能の障害	6 言語機能の障害	7 上・下肢の障害	8 体幹の障害
----------------------	----------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------

♥ 「状態B」概要

- 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件「**国民年金法施行令第4条の6別表**(P6参照)に定める障害等級1級の第10号または2級の第16号に該当したと認定されたもの。
- 精神の障害に該当し、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの



➔ 国民年金法施行令第4条の6別表 ■ : 状態A ■ : 状態B

■ 障害等級 1級…他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
		11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

■ 障害等級 2級…必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度の状態をいいます。

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	9	一上肢の全ての指を欠くもの	
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	4	そしゃく機能を欠くもの	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	13	一下肢を足関節以上で欠くもの	
6	両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指を欠くもの	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
7	両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
		17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
※2022年3月現在の「国民年金法施行令第4条の6別表」に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

ご検討にあたって確認いただきたい事項

この特約を付加する場合には条件があります

●新契約時に付加する場合

主契約の保険料払込期間範囲内で選択可能です。ただし、主契約の保険料払込期間選択によって特約保険料払込期間が異なる場合があります。

●中途付加する場合

新契約で取扱をしている契約年齢範囲内かつ主契約の払込期間の範囲内で取扱可能です。また、主契約が年払込の場合は年払込、歳払込の場合は歳払込の中途付加のみ取扱います。ただし、主契約の保険料が払込免除となっている場合は、中途付加できません。

この特約でお支払い等できない場合があります

●保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合

保障の責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます)を直接の原因として、保障の責任開始期以後に入院された場合や手術を受けられた場合、療養を受けられた場合、就労不能障害状態に該当された場合でも、給付金等のお支払いはできません。また、保障の責任開始期以後に保険料のお払込を免除する場合に該当したときでも、保険料の払込免除のお取扱いはできません。

●保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかによりお支払事由に該当したときは、給付金等のお支払いはできません

- ① 保険契約者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の犯罪行為
- ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑧ 被保険者の薬物依存(就労不能障害特約(無解約返戻金型)条項の附則3)

*免責事由①～⑧適用(就労不能障害特約(無解約返戻金型)のお支払事由(状態A)に該当した場合)

免責事由①②③⑧適用(就労不能障害特約(無解約返戻金型)のお支払事由(状態B)に該当した場合)

ご加入資格

公益財団法人日本教育公務員弘済会の会員の方のうち、学校、その他の教育機関に勤務する教職員及びこれに準ずる方で、満60歳以下の方。

この特約のお支払いについて

■就労不能障害保険金をお受取りいただいた場合、この特約は消滅します。

■就労不能障害保険金のお支払いは1回を限度とします。

■特約が消滅した場合でも、解約返戻金のお支払いはありません。

※その他の消滅する事由については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約保険料の払込免除について

■被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態または身体障害の状態に該当したときは、以後の特約保険料のお払込みが免除されます。

この特約には解約返戻金がありません

■この特約には解約返戻金がありません。そのため、この特約を解約しても解約返戻金のお支払いはありません。

その他

■この特約に高額割引制度の取扱はありません。

■この特約の特約保険料払込方法には月払・半年払・年払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。

■契約者貸付、主契約の自動振替貸付、保険期間・保険料払込期間の変更、払済保険・延長定期保険への変更の取扱はありません。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2022年3月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター 教職員のお客様 0120-37-9419 通話料無料
一般のお客様 0120-37-2269

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

